新潟県

新潟県報

発行　新潟県
号外 4
平成28年９月29日
毎週火（祝日のときは翌日）、金曜発行

主　要　目　次

選挙管理委員会告示
105　新潟県知事選挙における選挙運動に関する支出金額の制限額（選挙管理委員会）
106　直接請求を行う場合に必要な選挙権を有する者の数（選挙管理委員会）

選挙管理委員会告示

◎新潟県選挙管理委員会告示第105号

平成28年10月16日執行の新潟県知事選挙において、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第194条の規定による選挙運動に関する支出金額の制限額は、次のとおりである。

平成28年９月29日

新潟県選挙管理委員会
委員長　長津　光三郎

37,896,700円

◎新潟県選挙管理委員会告示第106号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第１項及び第75条第１項の規定による請求を行う場合に必要な選挙権を有する者の総数の50分の１の数並びに同法第76条第１項、第80条第１項、第81条第１項及び第86条第１項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第８条第１項の規定による請求を行う場合に必要な選挙権を有する者の総数の３分の１の数（その総数が40万を超え80万以下の場合にあってはその40万を超える数に６分の１を乗じて得た数と40万に３分の１を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあってはその80万を超える数に８分の１を乗じて得た数と40万に６分の１を乗じて得た数と40万に３分の１を乗じて得た数とを合算して得た数）は次のとおりである。

平成28年９月29日

新潟県選挙管理委員会
委員長　長津　光三郎

１　選挙権を有する者の総数の50分の１の数

39,134

２　選挙権を有する者の総数の、80万を超える数に８分の１を乗じて得た数と40万に６分の１を乗じて得た数と40万に３分の１を乗じて得た数とを合算して得た数

344,584

３　県議会議員の選挙区別の選挙権を有する者の総数の３分の１の数

新潟市北区	21,296
新潟市東区	38,895
新潟市中央区	49,995
新潟市江南区	19,313
新潟市秋葉区	21,864
新潟市南区	13,013
新潟市西区	44,193
新潟市西蒲区	16,886

長岡市三島郡	78,614
上越市	55,249
三条市	28,399
柏崎市刈羽郡	26,010
新発田市北蒲原郡	32,145
小千谷市	10,445
加茂市南蒲原郡	11,759
十日町市中魚沼郡	18,798
見附市	11,721
村上市岩船郡	20,024
燕市西蒲原郡	25,324
糸魚川市	12,830
妙高市	9,623
五泉市東蒲原郡	18,570
阿賀野市	12,499
佐渡市	16,725
魚沼市	10,782
南魚沼市南魚沼郡	18,594
胎内市	8,670